

NEWS

～ 令和3年3月

社会保険労務士 岡経営労務事務所
労働保険事務組合 経営労務協会

横浜市港北区新横浜2-5-10新横浜楓第2ビル7階
TEL 045-471-7749 FAX 045-471-7759
URL <https://www.okakeiei.jp>

-----令和3年3月1日時点の情報に基づき記載しています-----

週20時間以上等「短時間労働者」の社会保険の加入義務化

(※) 101人～500人：令和4年10月～

(※) 51人～100人：令和6年10月～

※注…現在の社会保険適用対象者数

これまで、500人以下の事業所であれば、一般従業員の所定労働時間が週40時間の場合、週20～30時間未満のパート、アルバイト、嘱託等は社会保険（健康保険＋厚生年金保険）に加入不要でしたが、今後は人員規模により社会保険への加入が必須になります。

実施時期は、101人～500人の事業所では令和4年（2022年）10月から、51人～100人の事業所では令和6年（2024年）10月からです。上記日付以降は、週20時間以上等の「短時間労働者」の基準を満たす方は**本人の希望にかかわらず、また、賃金の多い・少ないにかかわらず、社会保険への加入が義務化**されます。

対象となる「短時間労働者」は・・・

対象となる「短時間労働者」は以下の要件をすべて満たす方です

- ・週所定労働時間が20時間以上
- ・2カ月以上勤務する見込み
- ・月額賃金が88000円以上
- ・学生ではない

対象となる「事業所」の人員は・・・

対象となる「事業所」の人員についてですが、法人の場合は、**企業単位（法人番号が同一の単位）**で考えます。

例えば、現在の社会保険適用者が本社40人、A営業所40人、B営業所40人の法人の場合は合計120人となり、令和4年（2022年）10月から**法人全体として対象**になります。同様に、本社5人、A店舗30人、B店舗20人の場合は合計55人となり、令和6年（2024年）10月から対象になります。

対象者への影響、事業所への影響

週20～30時間未満に該当している方といえば、配偶者の健康保険被扶養者+国民年金第3号被保険者となっている方も多いと思います。今後は自らが社会保険に加入することにより、将来受給する老齢年金の増額や、傷病手当金や出産手当金等の健康保険給付が受けられるメリットがある一方、**新たな社会保険料負担が本人と事業主に発生すること**となります。

これを機に働き方を変える従業員様がいらっしゃるかもしれません。引き続き社会保険に加入しないことを希望するのであれば働く時間数を減らしたい、逆に、社会保険に入ることになるのであれば働く時間数をもっと増やしたい、または正社員への移行の要望がでてくるかもしれません。

事業所としては、まずは、誰が対象者となるのかを把握し、そして対象者への制度周知、個々への説明や勤務時間の見直し可否などについて、早めに対応することをお勧めいたします。具体的な事例につきましてはどうぞご相談ください。

社会保険(健康保険+厚生年金保険) 適用対象者一覧		◎・・・社会保険加入 対象(改正による追加対象) ○・・・社会保険加入 対象 ×・・・社会保険加入 対象外	
人員 (現在の社会保険適用対象者)	週所定労働時間数 (一般社員が週40時間の場合)	現在	令和4年 (2022年)10月～ 令和6年 (2024年)10月～
501人 ~ 以上	30時間以上 ~ 40時間以下		○
	20時間以上 ~ 30時間未満		○
	0時間以上 ~ 20時間未満		×
101人 ~ 500人	30時間以上 ~ 40時間以下		○
	20時間以上 ~ 30時間未満	×	◎
	0時間以上 ~ 20時間未満		×
51人 ~ 100人	30時間以上 ~ 40時間以下		○
	20時間以上 ~ 30時間未満	×	◎
	0時間以上 ~ 20時間未満		×
1人 ~ 50人	30時間以上 ~ 40時間以下		○
	20時間以上 ~ 30時間未満		×
	0時間以上 ~ 20時間未満		×

次ページ以降は令和3年3月時点で厚生労働省ホームページに掲載されているガイドブックです

厚生労働省から
法律改正の
お知らせ

従業員数500人以下の
事業主のみなさまへ

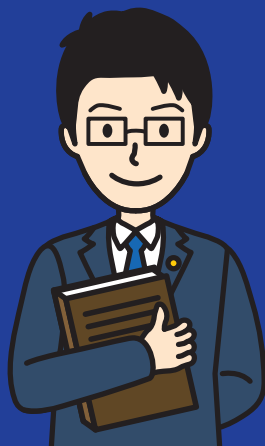
社会保険適用拡大 ガイドブック



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>





2022年10月から段階的に 一部のパート・アルバイトの方の 社会保険の加入が義務化され、 社会保険料のご負担が変わります。

対象企業 2Stepでわかる新たな適用範囲

Step1

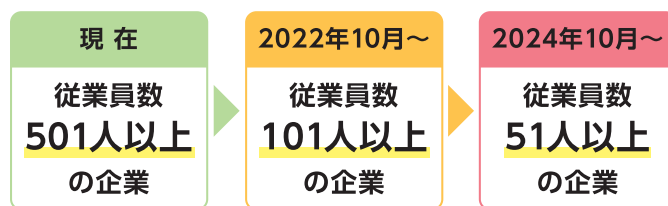
企業の規模

新たに対象となる企業は段階的に拡大されます。

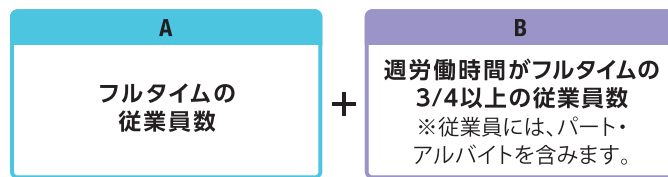
従業員数の数え方

従業員数は現在の厚生年金保険の適用対象者数です。

対象となる企業



従業員数は以下のA+Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」



Step2

新たな加入対象者の把握

新たな加入対象者は、右の条件を全て満たすパート・アルバイトの方です。

check 週の所定労働時間が
20時間以上

check 月額賃金が
8.8万円以上

check 2ヶ月以上の
雇用の見込みがある

check 学生ではない



＼ さらに詳しくはこちら /
対象企業についてP ③ をご覧ください。

社内準備 社内準備の4Step

①厚生年金保険「被保険者資格取得届」届出までの準備フロー



まずは、社内の加入対象者を把握しましょう。

社内の加入対象者に周知しましょう。

必要に応じて説明会や個人面談を実施しましょう。

厚生年金保険の「被保険者資格取得届」をオンラインで届け出ましょう。



＼さらに詳しくはこちら／
社内準備についてP 4 - 8 をご覧ください。

支援制度

社内準備の際にご活用いただける支援制度をご用意いたしました。



キャリアアップ助成金 ご案内

- 短時間労働者労働時間延長コース
- 選択的適用拡大導入時処遇改善コース
- 正社員化コース

申請は
都道府県労働局 ハローワーク
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html



専門家活用支援事業 ご案内

適用拡大への対応方針の検討、従業員への説明のサポート、手続きに関するアドバイスなど気軽に無料でご相談いただけます。



詳しくは
適用拡大特設サイト
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



＼さらに詳しくはこちら／
支援制度についてP 9・10 をご覧ください。

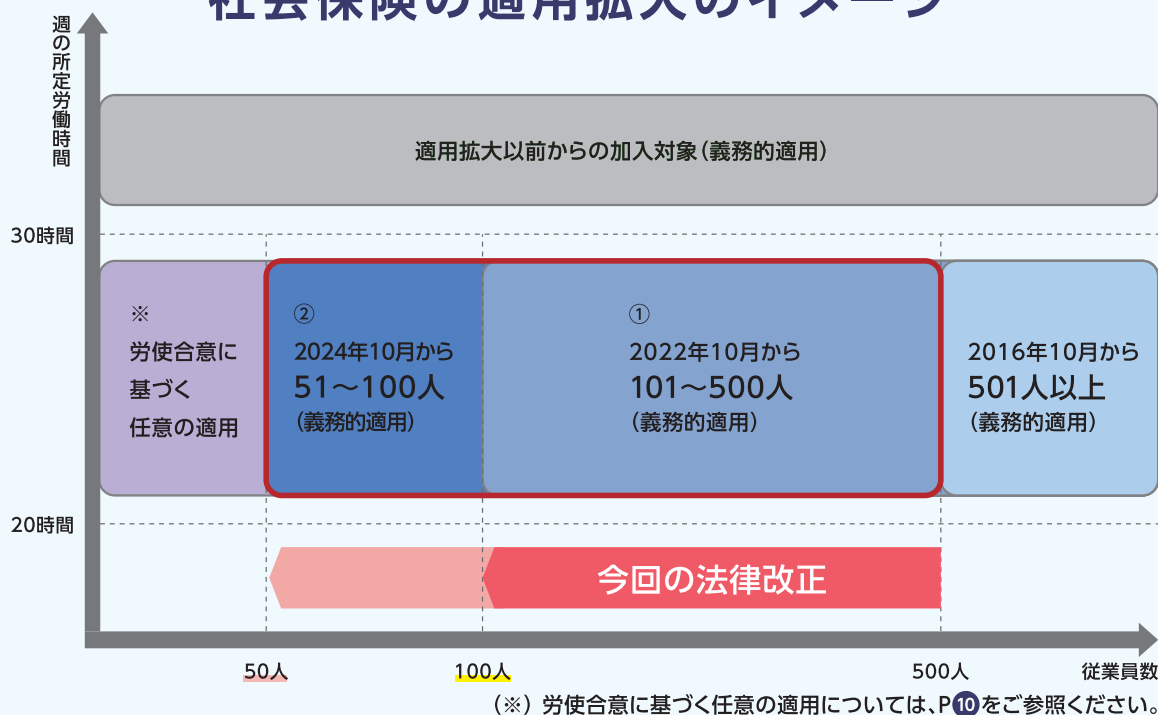


法律改正について詳しく
ご説明させていただきます。

令和2年改正年金法

パート・アルバイトの方の 年金や医療保険が変わります。

社会保険の適用拡大のイメージ



▶ ① 2022年10月からの対象企業

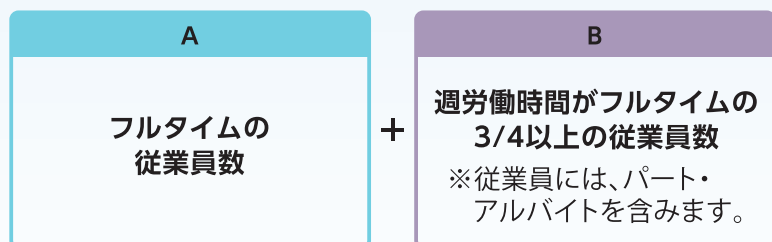
2022年10月から、従業員数101人～500人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用になります。

▶ ② 2024年10月からの対象企業

2024年10月から、従業員数51人～100人の企業で働くパート・アルバイトが新たに社会保険の適用になります。

▶ 従業員数のカウント方法

従業員数は以下のA+Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」



- Bは週労働時間及び月労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員数です。
- 原則として、従業員数の基準を常時(※)上回る場合には、適用対象になります。
- ※ 自主的に判断し、速やかに届け出てください。なお、直近12ヶ月のうち6ヶ月で基準を上回ると日本年金機構において適用します。
- 法人は、法人番号が同一の全企業を合計して、個人事業所は個々の事業所ごとにカウントします。



社内準備の4Stepを ご案内します。

基本的な流れをご確認いただき、必要な準備を進めてください。

Step1 | 加入対象者の把握

新たな加入対象者は、パート・アルバイトのうち、以下の全てにチェックが入ったパート・アルバイトの方です。

週の所定労働時間が20時間以上30時間未満

check

(※週所定労働時間が40時間の企業の場合)

契約上の所定労働時間であり、臨時に生じた残業時間は含みません。

※契約上20時間に満たない場合でも、実労働時間が2ヶ月連続で週20時間以上となり、なお引き続くと思込まれる場合には、3ヶ月目から保険加入とします。

月額賃金が8.8万円以上

check

基本給及び諸手当を指します。ただし残業代・賞与・臨時的な賃金等は含みません。

含まれない例

- 1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)
- 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金(割増賃金等)
- 最低賃金に算入しないことが定められた賃金(精皆勤手当、通勤手当及び家族手当)

check

2ヶ月以上の雇用の見込みがある

check

学生ではない

※休学中や夜間学生は加入対象です。



新たな加入対象者を把握した上で、貴社の対応方針を決定しましょう。



社会保険料
かんたんシミュレーター
▶ P 7



経営・労務相談
▶ P 9



各種補助金
▶ P 9・10

Step2 | 社内周知

新たに加入対象となるパート・アルバイトのみなさんに、法律改正の内容が確実に伝わるよう、社内イントラやメール等を活用し、社内の周知に努めましょう。



従業員とのコミュニケーションの
ポイントをご説明します。

Step3

従業員とのコミュニケーション

必要に応じて説明会や個人面談をしましょう。

説明会



個人面談



※従業員とのコミュニケーションについて、必要に応じて貴社の労働組合とご相談ください。



個人面談の際には次のポイントを伝えましょう。

check



社会保険の新たな加入対象者であることを伝える

check



社会保険の加入メリットを伝える ▶ P 6 へ

check



今後の労働時間などについて話し合う



その際に、以下のキャリアアップにつながる提案をすることも可能です。



本人が希望すれば労働時間の延長を提案



本人が希望すれば正社員への転換を提案

※この場合の支援制度についてはP 9 をご覧ください。



社会保険の加入メリットを伝える際には 従業員向けのガイドブックも活用して 説明しましょう。

Point

1

年金が“2階建て”になり一生涯受け取れます！
老後・障害・死亡の3つの保障が充実！

上乗せ 老齢年金

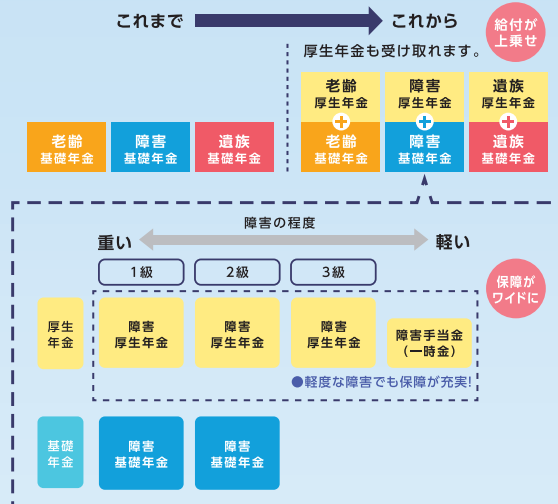
受給資格期間を満たした方で、65歳以上の方が受け取ることができる年金です。

上乗せ ワイド保障 障害年金

病気やけがなどで障害状態と認定された場合に受け取ることができる年金です。2階建てに加えて保障の範囲も広がります。

上乗せ 遺族年金

被保険者が亡くなったときに、残された遺族の方が受け取ることができる年金です。



Point

2

医療保険がさらに充実！

傷病手当金



病休期間中、
給与の2/3相当を支給

出産手当金



産休期間中、
給与の2/3相当を支給

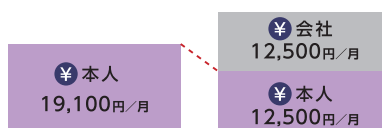
パート・アルバイトの方



保険料は口座振替から給与天引きに!

これまで口座振替などの方法で支払っていた国民年金・国民健康保険料が、厚生年金保険料・健康保険料に変わり、**給料からの天引き**になります。なお、**保険料の半分は会社が負担**します。

これまで → これから



※金額は一例であり、年収106万円(月収8.8万円)の例です。

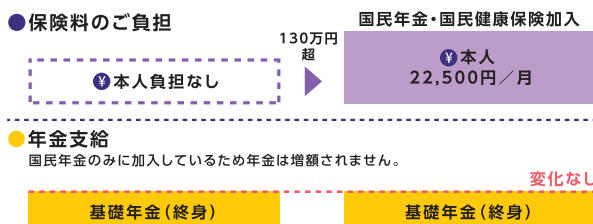
配偶者の扶養の範囲内で勤める方



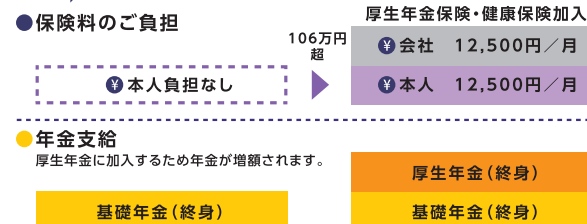
扶養基準(130万円)を意識せず働ける

これまで、被扶養配偶者の年収が130万円を超えると、保険料負担(国民年金・国民健康保険)が新たに発生するものの、保障内容に変化はありませんでした。これからは、年収106万円(月額8.8万円)を超える等の各種要件を満たした場合に、厚生年金保険(厚年)・健康保険(健保)に加入し保険料負担(厚年・健保)(労使折半)が新たに発生するものの、その分保障も充実します。

これまで → これから



※金額は一例であり、年収130万円の例です。



※金額は一例であり、年収106万円(月収8.8万円)の例です。



被保険者資格取得届の届出 手続きについてご案内します。

Step 4

書類の作成・届出 (オンライン)

通知でお知らせ

check



2022年8月まで※

※従業員数101人～500人の企業の場合



2022年8月までに日本年金機構から新たに適用拡大の対象となることを知らせる通知書類が届きます。

届書の作成

届書を準備します。

届書の届出

check



2022年10月※

※従業員数101人～500人の企業の場合(従業員数51人～100人の企業は2024年10月)



2022年10月5日までに厚生年金保険の「被保険者資格取得届」をオンラインで届け出ましょう。



「被保険者資格取得届」の届出に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/shutoku.html>



オンライン申請に関するご案内

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>



社会保険料 かんたん シミュレーター

社会保険料のご負担がどのくらい変わるのか簡単に試算できます。

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/jigyonushi/#社会保険料かんたんシミュレーター>



専門家活用支援事業 ご案内

適用拡大への対応方針の検討、従業員への説明のサポート、手続きに関するアドバイスなど気軽に無料でご相談いただけます。



詳しくは
適用拡大特設サイト
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>





従業員のみなさまのよくある ご質問をご紹介します。

説明会や個人面談でご活用ください。

Aさんの事例 週20時間勤務、国民年金・国保加入

社内メールで10月から社会保険の加入対象になるとお知らせがきたのですが、私の年金と医療保険はどうなりますか？



Aさんは、現在、ご自分がどの年金・医療保険に加入しているかご存じですか？



実は、分からなかったもので、人事労務担当者に確認しました。国民年金・国民健康保険です。



では、Aさんは国民年金・国民健康保険から厚生年金・健康保険に変わります。



それによって、どう変わるのですか？



まず、年金は将来受け取る年金額が増額されます。よく私たちは、このことを1階建てから2階建てになると説明しています。また、医療保険についても病休や産休期間中に給料の2/3相当が支給されるようになります。



私にとって、いいお知らせだったのですね。でも保険料も増えますよね？



そうじゃないんです！
これまで、ご自身で支払っていた保険料が給与からの天引きになり、その保険料の半分は会社が負担するので、多くの人の保険料は減ると思います。ただ給与によって保険料が異なるので、Aさんの給与を教えてくださいませんか？



Bさんの事例 週25時間勤務、扶養範囲内

実は、社会保険に加入したくないのですが、どうしたらいいでしょうか？



Bさんは、どうして社会保険に加入したくないのですか？



保険料を支払わないといけなくなり、手取りが減るからです。



たしかに、保険料を支払わなければいけませんよね。ただ、Bさんご自身の年金・医療保険の給付がどう変わるかご存じですか？



もちろん知っていますが、念のため、教えてくださいませんか？



まず、年金は将来受け取る年金額が増額されます。これは、年を取ったら受け取る老齢年金だけでなく、障害年金や遺族年金も同様です。また、医療保険も病休や産休期間中に支給されるようになります。



分かりました。今、お伺いした話を踏まえて、家族と相談しようと思います。





貴社の社内準備を円滑に進めるための 各種支援についてご案内します。

無料

専門家活用支援事業のご案内

適用拡大に関するノウハウ豊かな社会保険労務士を、年金事務所を通じて無料で派遣します。適用拡大への対応方針の検討、従業員への説明のサポート、手続きに関するアドバイスなど気軽にご相談いただけます。お近くの年金事務所にお申し込みください。

詳しくは適用拡大特設サイト ▶

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokakudai/index.html>



無料

よろず支援拠点のご案内

よろず支援拠点は、売上げ拡大や経営改善等の経営課題の解決に向けて、一歩踏み込んだ専門的な提案を行っています。相談は何度でも無料で行えますので、お気軽にご相談ください。

詳しくはミラサポplus ▶

<https://seido-navi.mirasapo-plus.go.jp/supports/353>



補助金

中小企業生産性革命推進事業のご案内

中小企業基盤整備機構が中小企業の生産性向上を継続的に支援する制度で、その際、賃上げや選択的適用拡大(P10参照)に積極的に取り組む事業所が優先的に支援されます。

check



ものづくり補助金

check



持続化補助金

check



IT導入補助金

申請は中小企業生産性革命推進事業(中小機構) ▶

<https://seisansei.smrj.go.jp/>



助成金

キャリアアップ助成金のご案内

短時間労働者の労働時間を延長した場合や、選択的適用拡大を行った場合等に助成金を申請できます。

check



短時間労働者労働時間延長コース

check



選択的適用拡大導入時処遇改善コース ▶P10へ

check



正社員化コース

申請は都道府県労働局 ハローワーク ▶

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html





施行期日より前に適用拡大すると 助成金が受け取れます。

(選択的適用拡大)

従業員数500人以下の企業において、労使が合意すれば、企業単位でパート・アルバイトの方を社会保険に加入させることが可能です。2022年10月からは100人以下、2024年10月からは50人以下の企業が対象になります。

	2017年4月～	2022年	2023年	2024年	2025年～
施行日		10/1		10/1	
任意	500人以下の企業	100人以下の企業		50人以下の企業	



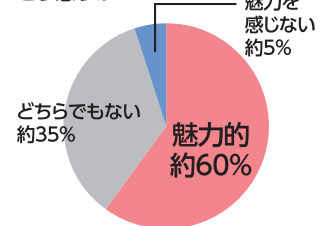
3つのメリット

Point
1

「社保完備」で求人の魅力アップにつながる

アンケートでは、パート労働者の6割が「社会保険に加入できる求人」を魅力的と答えています。

「社会保険に加入できる求人」をどう思うか



Point
2

「キャリアアップ助成金」が受け取れる

キャリアアップ助成金には、選択的適用拡大を行う企業を対象としたコースがあります。

- ①社会保険労務士等の専門家を活用して従業員とコミュニケーションをとり、適用拡大を行った場合、**19万円**
- ②さらに、パート従業員の社会保険加入の際に基本給も増額した場合、**1.9万円～13.2万円** (増加幅に応じて従業員1人あたり)
- ③さらに、短時間労働者に関する人事評価の仕組み・研修制度を整備した場合、**10万円**を受給できます (全て中小企業に係る金額)。金額は一定の要件を満たせばさらに増える場合があります。

⇒詳しくは



Point
3

「生産性向上のための補助金」が優先的に受け取れる

生産性向上に取り組む中小企業を支援する「中小企業生産性革命推進事業」では、取組内容に応じて3種類の補助金が受け取れます。

- ・ものづくり補助金:最大**1,000万円**
- ・持続化補助金:最大**50万円**
- ・IT導入補助金:最大**450万円**

⇒詳しくは



補助を受けるには審査を経て採択される必要がありますが、選択的適用拡大を行った企業は、応募要件が緩和されたり、審査の加点項目となるなど、優先的に支援が受けられます。

